旧避難指示解除準備区域(田村市)の借地上の事業所で薪の製造販売等を営む申立人が、原発事故後、放射能汚染等を懸念した地主から、同事業所において屋外保管していた薪等の資機材の移動を求められ、申立人の所有地を保管場所の代替地とするために実施した道路拡幅及び土地整地工事の費用について、その30%が追加的費用として賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 追加的費用(資機材仮置場確保のための営繕費用)

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、 金223万5744円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に 確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成28年1月7日